

土地区画整理事業 高田・今泉 区画整理ニュース

第11号



陸前高田市 復興局 市街地整備課

高田地区・今泉地区 土地利用計画図

H28.6.29現在

1 今泉地区 事業計画変更（第3回）が認可されました

今泉地区において、今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更（第3回）が、平成28年6月13日付で岩手県知事の認可を受けました。

<変更内容>

■土地利用計画の見直し

- (1) 区画道路及び公園・緑地計画の変更
- (2) 破碎機の躯体を残すことによる高台計画の変更

■事業費 566.3億円→645.0億円（想定より岩質が硬く、掘削費が増加）

2 高田地区 事業計画変更（第5回）が認可されました

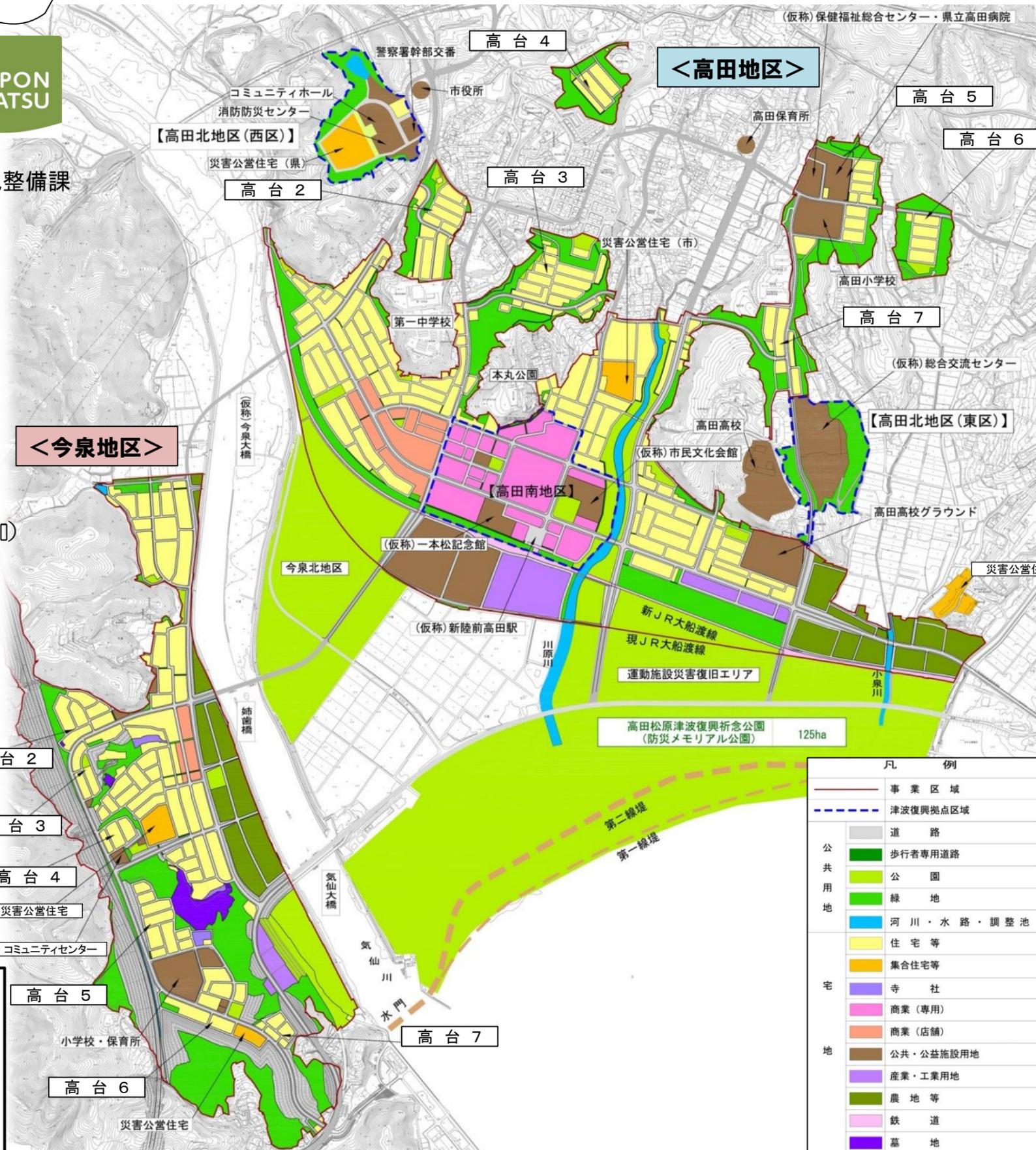
高田地区において、高田地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更（第5回）が、平成28年6月29日付で岩手県知事の認可を受けました。

<変更内容>

■土地利用計画の見直し

- (1) 高台宅地の縮小等
- (2) 道路線形・街区形状等の見直し
- (3) かさ上げ部の縮小
- (4) 河川区域の見直し
- (5) 公共・公益施設の見直し

■事業費 555.6億円→536.9億円



お問い合わせ先

事業施行者：
陸前高田市 復興局 市街地整備課
〒029-2292
陸前高田市高田町字鳴石42-5
TEL 0192-54-2111 (代表)
(内線：高田444・今泉453)

事業受託者：
独立行政法人都市再生機構 (UR都市機構)
岩手震災復興支援本部 陸前高田復興支援事務所
〒029-2203
陸前高田市竹駒町字相川28-1
TEL 0192-53-2630

3 高田地区 土地区画整理審議会（第9回）を開催しました

高田地区において、平成28年7月4日に土地区画整理審議会（第9回）を開催し、以下の議案について諮問し、承認されました。

< 諮問事項 >

諮問17 特別の宅地に関する措置について

……私道などの仮換地を定めないこと

諮問18 仮換地指定変更

……津波復興拠点内（商業借地予定地）の形状修正

諮問19 仮換地指定について

……高台3～7、かさ上げ部等（約800件）の仮換地指定

4 高田地区 仮換地指定通知の発送について

審議会で承認された仮換地については、7月より順次、権利者の方に「仮換地指定通知」を配達証明郵便にて発送しています。

なお、移転をしていただく建物がある方、仮換地供覧が終わっていない方については、進捗にあわせて発送していきます。

< 高田地区 仮換地情報提供について >

仮換地供覧時にお伝えした、土地所有者名（同意書を提出いただいた方の氏名のみ）の図面閲覧については、8月8日（月）からを予定しています。

閲覧希望の方は市街地整備課までお越しください。



※閲覧可能な方は、権利者または、委任状をお持ちの方になります。

5 高田地区 高台3の現地見学会を行いました

高田地区高台3東工区において、平成28年9月末の土地引渡しに先立ち、権利者の方に対して、7月31日に説明会と現地見学会を行いました。

- ・説明会……行政区、建築の手続き、住宅再建の助成制度などの説明
- ・現地見学会…現地にて仮換地の位置や形状、高低差の確認

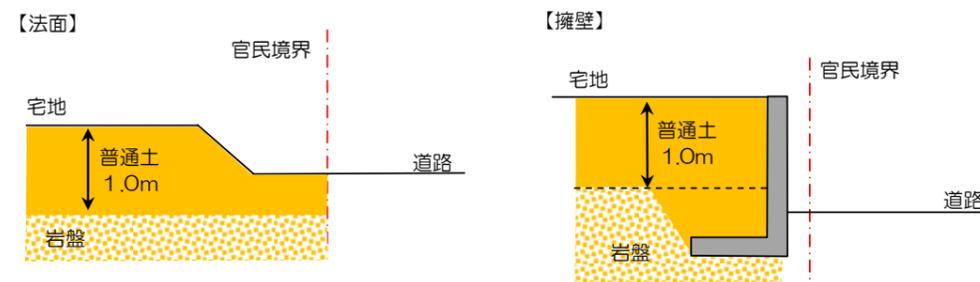
6 今泉地区 宅地整備の方針について

現在、今泉地区では、高台・かさ上げの宅地整備を順次進めております。今泉地区の宅地整備の方針は原則、次のとおりです。

< 宅地整備の方針 >

■高台部

計画地盤高で岩盤が確認された場合は深さ1.0mを普通土に置き換えます。



■かさ上げ部

- ・かさ上げ部の宅地は、30KN/m²以上（木造又は軽量鉄骨造等の戸建住宅であれば標準の布基礎で問題のない）の地耐力を確保し整備します。
- ・従前地が農地の場合でも、宅地として整備しお引渡しします。（本申出時に、農地としての利用を希望し、平地部に申出された土地を除きます。）
※土地のお引渡し後、耕作される場合は、皆様で土の入れ換えをしていただく必要があります。

7 今泉地区 災害公営住宅（今泉・長部）の建設が始まりました

■着工（今泉・長部）

平成28年3月

■計画戸数

災害公営住宅（今泉）…61戸
（エレベーター付3階建、ペット可 他）

災害公営住宅（長部）…13戸
（エレベーター付3階建、集会室有 他）



災害公営住宅（長部）の建設の様子

土地登記や住所（連絡先）の変更は、必ずご連絡ください

土地区画整理事業の進捗に合わせ、重要な文書の送付やご連絡を行う頻度が増してきます。次のような場合は、所定の様式をお送りしますので届け出てください。

- ・土地の売買や相続等による権利変動が生じた場合
- ・お引越しによる住所変更など連絡先に変更が生じた場合
- ・婚姻などにより氏名等に変更が生じた場合

